

証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会(第1回) 論点整理

1. 誤発注について

- 流通量をはるかに超える注文、さらには発行株式数をも上回る注文のように、外形的に明らかにおかしい注文が行われないう、手当てする必要
- 誤発注発生時の危機対応について、十分社員教育をしておくべき
- 売買単位の統一を図るべき
- 誤発注はフェイルにつながることが多く、フェイルに対する抑止力となるペナルティを、厳しくする方向で見直すべき
- 誤発注の防止に加え、誤発注に乗じた取引を防ぐ観点が必要
⇒ 明らかに異常な発注であり誤発注であろうと認識されるような注文を利用しないよう、倫理規定等を設ける必要 (a)
- 各社におけるポジションリミット、リスクリミットについての妥当性の検証が必要 (b)
※ 上記(a)、(b)については、海外の関連会社を利用するケース等に対してどのように網を被せていくかの議論も必要

・ 日証協規則で対応
(注)パブリックコメント中。
取引所においても、発注上限の設定、注文確認、約定中断の措置を検討。

・ 日証協規則での対応を検討中
(注)危機対応を社内規則に規定させる方向。

・ 関係者による検討を行うよう、日証協から取引所に要望済み

・ 日証協において誤発注のペナルティを検討予定
(注)約定取消しと併せて検討予定。

・ 日証協で検討か
(注)誤発注に乗じた証券会社の「不正取引」の防止に係る一定の倫理規定のあり方等について検討予定

・ 当局・日証協で、各社が適切なリミット設定・運用を行っているか確認か

2. 信用取引の担保掛目変更について

- 掛目の突然の引下げは、投資家保護の精神に欠けることから、自主規制で防ぐ必要
- 担保価値は銘柄ごとに掛目が違うのが本来であり、銘柄ごとに掛目を考えるという、いわば「格付け」的な発想も必要ではないか
- 代用有価証券の受入れに際して、銘柄の分散が必要

・ 日証協規則で対応
(注)パブリックコメント中

・ 各証券会社の自律的な判断が重要

・ 日証協で精神規定の規則化が可能か検討か